

—講和後の学校給食!!—

講和締結を契機として学校給食の問題が大きくクローズアップされて来た。即ち今迄の米國援助物資(ガリオア資金による)の打切りにより学校給食の継続が危ぶまれつつある、そこで全国の学校給食関係者、PTA特に小学校長等が驚愕八月末より各方面に給食継続についての予算の陳情を行つてゐる。

昭和二十六年度は予算の確約を得るも二十七年年度については不明とのことで、関係者は二十七年年度以降に於ても学校給食が現在通り継続し得るよう予算措置を講ぜしめる爲東奔西走している。公費及びPTAの多額の負担において完備された給食施設を有効に使用し学校給食を継続することは世論調査の絶大な支持等にて明らかなるなり、人格尊重の上に立つ平等親、民主教育の重要な理念であることを如実に物語つていものである。

学校給食は弁当時間の卑屈感、羨望感を拂拭せしめた、所謂同一施設に於て一つの釜の飯を喰う親愛感、社会感を培い、精神の安定をうる教育の要件であるから、父兄も児童の体位向上と、民主教育推進の立場より学校への信頼と満足の喜びをもつて協力し、その継続を心から希望してゐる。

昭和二十六年年度学校建設 事業愈々実施に入る!!

本年度学校建設事業に依る目白小学校外三校の増築工事の請負入札を十月二十九日区役所委員会室に於て入札請負会社十三社の参加に依り開札された。尚落札決定は左の通りである。

◎目白小学校増築工事 増築教室数 六教室 延坪数 一八二坪 請負金額 三、六〇〇、〇〇〇円 ◎高松小学校増築工事 増築教室数 四教室 延坪数 一〇七坪 請負金額 一、三〇〇、〇〇〇円 ◎西巢鴨小学校増築工事 増築教室数 四教室 延坪数 一一二坪 請負金額 二、九二〇、〇〇〇円 ◎大明小学校増築工事 増築教室数 四教室 延坪数 一一四坪 請負金額 二、三〇〇、〇〇〇円

◎渡辺建設株式会社 取締役社長 渡辺昇成 ◎西巢鴨小学校増築工事 請負人 株式会社 三協工務店 取締役社長 田村爲次郎 ◎西巢鴨小学校増築工事 請負人 株式会社 佐藤組 取締役社長 佐藤秀雄 ◎大明小学校増築工事 請負人 渡辺建設株式会社 取締役社長 渡辺昇成

ミナ式16耗発声 映写機運営 本区に於ては本年度ミナ式16耗発声映写機を四台購入した。小学校に於ては、本映写機を使用して、十月十六日より十月三十一日の間映画教室を実施した。参加児童約二四〇〇名。尚本映写機は一般区内各種團體に對しても、申込により出張写を行います。申込その他詳細は当区教育課社会教育係に御連絡下さい。

昭和二十六年度六一三制学校建物整備事業に依る学校建設教室の割当決定 昭和二十六年度六一三制学校建物整備事業としてさきに東京都教育委員会より第一次分四二教室、第二次分二四教室年間計六六教室を割當てられ一教室単位坪数三〇坪でその工事量は一、九八〇坪である。本区に於ては種々の状況及條件等に依り慎重にこれを勘案し、最も適正なる計画を樹立、去る十月十七日開催の本区教育委員会に諮り、ここに左の通り教室割當の決定を見ました。

Table with columns for school names, classroom counts, and building types. Includes schools like 池袋第一小学校, 池袋第三小学校, 高南小学校, etc.

來春四月小学校一年に入学される 兒童の申告はお済みですか? 來春四月小学一年にお入りになるのは 自昭和二十年四月二日生 至昭和二十一年四月一日生

区立大明小学校 新校舎に移転 豫てより新築工事中でありました区立大明小学校は此程竣工しましたので、今迄区立池袋第五小学校に併設されていた大明小学校は十月二十七日移転を完了、木の香のただよふ新校舎に於いて授業が開始されました。尚新築工事落成式も近日中に挙行する予定です。

第四出張所に 電話架設 過般新築せられました当出張所に今度電話局より之が架設の許可があり本月十日より次の番号で開通されました。 九段(33) 八七三七番です。 区立雑司谷中学校 に電話架設 今度電話局より区立雑司谷中学校の電話架設が許可になり近日中に開通されることになりました。 尚電話番号は 九段(33) 八七三八番です。



栄の全表彰大蔵大臣賞

時習小学校・子供銀行 表彰する
権の実子供郵便局



前号掲載の昭和二十六年度全
國優良子供銀行表彰式は大蔵
大臣、次官、日本銀行副総裁、
来賓として文部大臣、郵政大
臣等出席の上、大蔵省講堂に
於て盛大に挙行された。
当日は本区からは被表彰行時

習小学校子供銀行、権の実子
供郵便局の、児童代表各々五
拾数名、PTA代表、婦人
会代表、その他関係者、多数
参列の上榮えある表彰を受け
ました、式終了後はアトラク
ションに移り、ラジオでお馴
染の(うたのおばさん)の指
導で子供銀行の歌をおぼえ、
其の他色々の催物をみて喜び
を胸一杯にして区役所に帰え
りました。区役所では議事堂
に於て、須藤区長より表彰状、
表彰旗及賞品が傳達され、祝
辭と激励を受け、各々の被表
彰行(局)の代表者より力強い
決意新たな答辭があつて感激
の裡に傳達式を終り、黄昏近
い頃喜び勇んで家路へ向い、
意欲深い一日を終りました。

区民税 第3期

は、おすみにになりましたか？
たゞいま区税完納促進運動を実施
してまいります。すすんで協力しま
しょう。

昭和二十六年度も既に半歳を過ぎ、区財政の中核である区
税の納税成績も漸次向上しつつありますことは皆様方の区
政への深い御理解によるものと感謝致して居ります。
今年度の特別区民税の令書は御存知の通り四期一連式であ
るために、その都度の納期を失念する向もある様でありま
す、従つて督促状の発行によつて、窓口に殺到し納税する
と云う傾向があります、一段の御協力を得て納期内に納
税を完了せられますようお願いする次第であります。
これによつてお互いに手数が省けることのみでなく、区民
各位が愛区心に燃え納税意欲が他区の区民よりも旺盛であ
る事をお示し願ひたいと存じます。

商店経営合理化 講座開催さる

自由競争の激しさと共に商店の経営
は次第に困難を増して来た、これを
打開するにはどうしても経営を科学
的なものとしなければならぬ。
そこで本区役所に於ては過日、豊島
区商工連合会、東京都商工指導所三
者共催の下に、客を吸引する店舗の
構造、廣告宣傳につき、区内業界に
有益なる知識を普及するため、左の
講師を預り標記講座を去る九月十五
日(於仰高小学校) 同十七日(於豊
島区役所) 同十八日(於権名町小学
校)の三日間地域別に開催、特に日
没を忘れ聴講後各質疑応答に熱意を
示した出席者が多数あり、予期以上

の好評裡に終了した。
尚兩講師の講述内容を要
約すれば次の通りである
商店界顧問 河田栄
全區繁昌会々長

店舗は金を儲ける機械ではなく、榮
しく品物を交換する場所である。即
ち社会のためになる経営精神でなけ
れば将来の繁榮は望めない。
商業界顧問、経 水田 利夫
営企画研究所長
現在の社会は、スリルを追う方向に
進んで居る。スリルのないところに
は人々は興味を感じない、従つて人
の意表をつく創意を以つて宣傳廣告
に留意すべきである。
本講座に於ける題名廣告宣傳につい
ては、テキストの残部があるので御
希望の向きは区役所商工課に申し出
られたい。(無料配布)

只今本区に於ては納税思想の普及と納税
意欲の昂揚を図る意図の下に区税完納促
進運動を実施致して居りますので何卒区
民各位に於かれては深き理解を以て本運
動に賛同せられ進んで納税せられますこ
とをお待ちして居ります。
皆様方が納税されなくては明るい街が
くれません。
腐れかかつた橋梁や凸凹の道路、小雨の
降るたび水の出る河川、悪臭ブツンた
る溝渠などは一刻も早くあなたのお手に
よつて改善されることを期待しているの
です。
今月は区民税第三期分の最終納期です一
日も早く納入されるよう希望しておりま
す。
十一月一日からはあなたの最寄りの区
役所出張所も徴収を取扱いますから、
御近隣にもお知らせ下さるよう御協力
ねがいます。

★ 〇一に納税 二に完納 三に
笑顔で伸びゆく豊島
★ 〇区税完納明るい豊島

区議会の動き

総務委員会	一回
財務委員会	三回
自治振興委員会	一回
協議会	一回
運営委員会	一回
教育委員会	二回
委員長会	一回
建設委員会	一回
商工委員会	一回
厚生委員会	一回

豊島史談会の 開設について

新日本建設には、政治経済の
革新と共に、より高いより豊
かな教養心情を身につけた文
化國民の育成が、必要である
ことは言うまでもない。
その文化昂揚に、温故知新、
先人の遺跡をたづね、その功
績を偲び、以て文化向上の誓
を新にすることが、眞に時宜
を得たことであると言えよ
う。
我が豊島区は、人口に膾炙し
た歴史上の知名有名人の墓、
或は名所旧跡にとみ先人を偲
ぶには眞に恵まれた環境にあ
る。よつて豊島史談会を開設
して、普く区民の文化性豊か
な教養心情の養成に資せんと
してこの十一月から力強く発
足せんとするものである。
その施策方法として
一、特に著名な史跡に案内指
導標柱を建設すること。
二、案内指導標柱に因む故人
を偲ぶの名士講演会を開催
して区民に呼びかけること
を計画し、居る。
本会の設立により、既刊豊島
区史と相まつて豊島の文化、
人文史の上に一段の輝をもち
たすことを祈るものである。

11 月 15 日現在

都内全域に住宅調査

戦後都市における住宅の不足は、その極度に達し特に東京都は他府縣から流入する人口の激増に住宅不足に拍車をかけ都内約五十万の世帯が借や貸舎等の生活にあまじこれら住宅難から生ずる不便利やトラブル等も相当数にのぼり、かつ保健衛生上又児童教育上等にも関連し諸問題を起しているのであつて、東京都ではこの重要性に鑑み本年九月二十五日、昭和二十六年東京都住宅調査條例(都條例第百一十一号)を公布し、これに基づいて十一月十五日前迄現時在を期して島を除く東京都全域の住宅を調査し正確な統計を得て住宅行政上の基礎資料とすることとなつたのであります。

調査の対象となる住宅は、調査の時期に現に居住している住宅のすべてで、住宅として建築中のものや、空屋も含まれます。調査対象から除外されるものは、連合軍関係の管理にかゝる住宅、浮浪者のむしる小屋、船類、官營の矯正保護施設等である。調査期間は十五日から月末までの十五日間でこの間に調査員が各世帯を訪問し、面接ききとり調査を行い、調査票を複製する、調査事項は次の通り。

A 住宅の用途別種類 ①専用

- D 水道、井戸の使用状況、用水の種類、専用又は共用の別
 - E 便所使用状況、洗水は汲取の別、専用又は共用の別。
 - F 腐朽の程度 ①改修なし
 - G ②改修を要す ③大修理を要す ④修理不能 ⑤建築の時期(戦前、戦時中、戦後)
 - H 住宅の坪数 ①延坪数 ②居室数 ③居住人数
 - I 世帯数と世帯人員数 ①主世帯 ②従世帯
- この調査は、都知事の指揮により区長が調査員を任命して行うもので、世帯主又は住宅管理業者は、都民としてこれら調査員の質問に答える義務を負わされているのであつて、区民各位はこの調査の趣旨をよく理解されて協力されるようお願いする。

昭和 26 年度

流入人口実態調査が行われます

首都東京は毎年数十万人の人口が増加して居りますが、その大半は他府縣よりの東京への流入によるものであります。この流入超過に基づく膨張人口の実態を明らかにして種々の行政施策及びその他の基礎資料とするために十一月と昭和二十七年二月の二ヶ月間、東京都の各区に於てその実態調査を行うことになりました。

調査を受ける人々

東京都の区において東京都民世帯票に登録された者のうち、他縣へ転出する者と、他縣から東京都の区に転入し都民世帯票に登録される者すべてについて調査いたします。

A 転入者については、調査期間中他縣から転出証明書によつて区に転入する人の全部、日本人、外国人、老幼男女の別を問いません、また同様に

B 転出者については、調査期間中、区から転出証明書

戸籍謄抄本が待たずにとれます

昨今、戸籍謄抄本請求の激増に応じて、戸籍課では交付の迅速と区民へのサービスを本位として、筆耕の四一五倍の性能を有する「コピーAM-10」型複写器を購入致しました。

この器械は丸星電機工業株式会社の製作によるもので、器体は巾六四五mm、奥行五〇〇mm、高さ二九〇mm、重さ二七kgで机上で使用できる軽易な器械です。

操作は簡単で先ず七本からなるコピーランプ(螢光燈)を点燈し、戸籍原本の透明度に

よつて機付速度を調整し、戸籍原本を感光紙に重ねてコピー複写器の挿込部に挟み込むと、戸籍原本と感光紙は焼付されて出口に送り出され、焼付された感光紙は現像器によつて現像され陽画写真となり戸籍謄本ができます。

窓口で交付された戸籍謄本の申請はこの器械にかけられることにより十分程度の所要時間によつて交付されることとなります。

戦時中使用された戸籍原本用紙には紙質が粗悪のものが多いため感光度が悪く、現在のところ器械の使用は一部不可能のものがありますが、今後の研究によつて逐次可能ならしめるべく努力しております。

戸籍 手数料が 改正になりました

十一月一日より戸籍、寄留の手数料が、政令第三三七号戸籍手数料令(十月二十二日制定)により手数料の額が左の通り改正になりました。

- 一、戸籍簿、除籍簿、届出書類等の閲覧 一回につき 三十円
- 二、戸籍又は除籍の謄抄本 一枚につき 三十円
- 三、戸籍又は除籍の謄抄本、戸籍記載事項証明に記載した事項の再証明 一件につき 三十円
- 四、届書、申請書の受理証明及書類に記載した事項の証明 一件につき 三十円
- 五、寄留簿の閲覧 一回につき 二十五円
- 六、寄留簿の謄抄本 一枚につき 二十五円
- 七、寄留簿謄抄本、寄留簿記載事項証明に記載した事項の再証明 一件につき 二十五円

調査方法

転出転入の申告(異動申告といふ)によつて、出張所に申告する際区職員が、流入人口実態調査票の各種調査事項を質問したし調査票に記載した事となつております。尙調査票に記載するたに質問調査によつて知つたことについては、秘密の保持を充分注意いたしますからそのまゝお答え頂きたく御協力を御願ひ致します。最後に調査の内容、転入者については

- ①転入者の世帯主又は世帯の管理者の住所氏名
- ②元の住所と元の住所地の世帯の主な職業
- ③転入の理由
- ④全部転入、一部転入の別及び住居の関係
- ⑤転入者の氏名、年齢、性別職業、教育の程度、配偶の關係及び元の住居地の住民税等であり

転出者については

- ①住居関係、及び転入者の場合⑥の教育の程度、配偶の關係、住民税等の事項を調査事項から除きます。

なお、豊島区手数料條例による。印鑑証明、自分証明、不在籍証明、仮戸籍記載事項証明等の手数料については一件につき二十円、埋火葬に関する証明及び公簿の閲覧の手数料については一件又は一回につき十円等は改正になりました。